

上下水道部週休2日適用工事等実施要領

令和	3年11月1日	制定
令和	4年6月1日	一部改正
令和	5年6月1日	一部改正
令和	5年8月1日	一部改正
令和	5年12月1日	一部改正
令和	6年4月1日	一部改正
令和	6年6月1日	一部改正
令和	7年6月1日	一部改正
令和	8年6月1日	一部改正

1 趣旨

この要領は、広島県上下水道部が発注する建設工事において、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 週休2日適用工事等

上下水道部が実施する週休2日適用工事等については、「週休2日適用工事等実施要領（平成30年6月1日制定）」2以降の規定を準用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 令和4年6月1日改正については、令和4年6月1日から施行する。
- 3 令和5年6月1日改正については、令和5年6月1日から施行する。
- 4 令和5年8月1日改正については、令和5年8月1日から施行する。
- 5 令和5年12月1日改正については、令和5年12月1日から施行する。
- 6 令和6年4月1日改正については、令和6年4月1日から施行する。
- 7 令和6年6月1日改正については、令和6年6月1日から施行する。
- 8 令和7年6月1日改正については、令和7年6月1日から施行する。
- 9 令和8年6月1日改正については、令和8年6月1日から施行する。